

自明性に関する米国特許重要判例

**米国特許を取得するための重要な要件の1つである
自明性要件に関して深い理解が得られるセミナー！**

◆103条の立法およびその前後に下された自明性関連の重要判決、
審査ガイドラインや関連のMPEPの内容を詳説

◆MPEPにおいて自明性に関連して紹介された37件の重要判決に関しても解説、
二次的考慮事項に関する判決も紹介

■開催日時

2025年 6月 24日 [火]

時間14:00～17:00(途中休憩有り)

★オンデマンド視聴可能

申し込んでいただいた皆様には、セミナー終了後にセミナーを録画した動画（2週間閲覧可能）の閲覧用URLをお送りいたしますので、セミナー当日に都合がつかない方も受講可能です。

米国は判例法主義を採用していますので、判例の内容は重要であるといえます。その一方で米国は、米国特許法という制定法も有しています。米国特許を取得するための要件の1つとして米国特

許法103条に規定される自明性要件がありますが、この要件は米国特許を取得する際に避けて通れない重要な要件であるといえます。

そこで、判例法主義について概説し、103条の立法およびその前後に下された自明性関連の重要判決を紹介し、審査ガイドラインや関連のMPEPの内容を紹介します。また、MPEPにおいて自明性に関連して紹介された37件の重要判決（重複あり）の概要を説明し、二次的考慮事項に関する判決も紹介します。

●講 師：弁理士法人深見特許事務所 副所長・弁理士 佐々木 真人 氏

●会 場：Zoomを使ったオンラインセミナー